

高齢者虐待防止のための指針

公益社団法人山梨県看護協会
富士北麓訪問看護ステーション

1 基本的な考え方

当事業所では、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者等虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定する。当事業所の全職員は本指針に沿って業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱的等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

(1) 当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は森田佳江が務める。

委員長は、委員会を招集し、運営と指導を行い虐待防止に関する責任者となる。

(3) 委員会の委員は、管理者、槌谷いずみ、山口宏予とする。

委員は、委員長の招集した委員会に参加して（5）の検討事項を検討し、虐待防止に関する推進役となる。

(4) 委員会は、年 1 回以上、委員長の招集により開催するほか必要に応じて開催する。また、Web 等を活用して行う場合がある。

(5) 委員会における検討事項

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。

ウ 虐待の防止のための職員研修に関すること。

- エ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
- オ 当事業所の職員が高齢者等虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ 前項の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。新規採用者には採用時に別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施については、研修実施記録を作成し保存する。

5 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因を速やかに除去できるように努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が当事業所職員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い場合は、市町村や警察等と連携して被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に則り対応する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるように努める。
- (3) 虐待が発生した場合の対応については「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に対応する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市町村の関係窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者が受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受け付け後の対応は、「6 虐待が発生した場合の相談報告体制」による。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及び家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように事業所に備えておき法人ホームページにも掲載する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための事業所内研修の他、事業所外で実施する研修にも参加し、利用者の権利擁護とサービスの向上を目指すように努める。

附 則

この指針は、令和6年3月11日より施行する。

この指針は、令和7年2月19日より施行する。